

令和4年第2回臨時会

清里町議会会議録

令和4年 5月17日 開会

令和4年 5月17日 閉会

清里町議会

令和4年第2回清里町議会臨時会会議録（5月17日）

令和4年第2回清里町議会臨時会は、清里町議会議事堂に招集された。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	岡本英明	6番	勝又武司
2番	古谷一夫	7番	村島健二
3番	伊藤忠之	8番	前中康男
4番	堀川哲男	9番	田中誠
5番	池下昇		

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

なし

5. 遅刻議員は次のとおりである。

なし

6. 早退議員は次のとおりである。

なし

7. 地方自治法第121条の規定により、説明のために会議に出席した者は次のとおりである。

町長	櫛引政明
教育長	岸本幸雄
副町長	本松昭仁
総務課長	野呂田成人
企画政策課長	宮津貴司
町民課長	阿部真也
保健福祉課長	水尾和広
産業建設課長	北川実
産業建設課技術長	酒井隆広
焼酎醸造所長	永野宏
出納室長	三浦厚
生涯学習課長	熊谷雄二
生涯学習課参与	新輪誠一

8. 本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	伊藤	浩幸
主査	阿部	由美子
会計年度任用職員	梅内	千夏

9. 本会議の案件は次のとおりである。

承認第 3号	令和3年度清里町一般会計補正予算（第11号）専決処分承認について
承認第 4号	令和3年度清里町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）専決処分承認について
承認第 5号	令和3年度清里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）専決処分承認について
承認第 6号	清里町税条例等の一部を改正する条例専決処分承認について
承認第 7号	清里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例専決処分承認について
議案第26号	町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第27号	清里町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例
議案第28号	清里町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例
議案第29号	ごみ処理運搬車等更新事業契約の締結について
議案第30号	除雪トラック更新事業契約の締結について
議案第31号	令和4年度清里町一般会計補正予算（第1号）
議案第32号	令和4年度清里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

●開会・開議宣告

○議長（田中誠君）

ただいまの、出席議員数は9名です。

ただいまから、令和4年第2回清里町議会臨時会を開会します。

○議長（田中誠君）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

●日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田中誠君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、4番 堀川哲男君、5番 池下昇君を指名します。

●日程第2 会期の決定

○議長（田中誠君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。議会運営委員会委員長 堀川哲男君。

○議会運営委員会委員長（堀川哲男君）

議会運営委員会より報告させていただきます。本臨時会の会期につきまして、本日5月17日議会運営委員会を開催し本臨時会の運営について協議した結果、提出される議案の件数及び内容により、本日1日間とすることが適当と判断いたしました。

以上が、議会運営委員会の結果でありますので、報告いたします。

○議長（田中誠君）

お諮りします。

本臨時会の会期は、委員長の報告のとおり、本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間に決定しました。

●日程第3 議長諸般の報告

○議長（田中誠君）

日程第3、議長諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。議会事務局長。

○議会事務局長（伊藤浩幸君）

議長諸般の報告、4点につきまして御報告申し上げます。

大きな1点目、議員の派遣状況及び会議・行事等の出席報告についてであります。（1）主な会議・行事等につきまして、記載の会議・行事等に議長をはじめ各議員が出席しておりますので、御報告を申し上げます。

大きな2点目、常任委員会等各委員会の開催状況について。（1）総務文教常任委員会から2ページ（4）職員の自死事案に関する調査検証特別委員会まで記載の期日案件で会議が開催されておりますので、御報告申し上げます。

大きな3点目、例月現金出納検査の結果について。令和4年3月分につきまして3ページのとおり提出されております。検査の結果は適正であるとの報告であります。

大きな4点目、令和4年第2回清里町議会臨時会、説明員等の報告について。4ページのとおりとなっておりますので、御参照いただきたいと存じます。

以上で報告を終わります。

○議長（田中誠君）

これで議長諸般の報告を終わります。

●日程第4 町長一般行政報告

○議長（田中誠君）

日程第4、町長一般行政報告を行います。町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

それでは町長一般行政報告を申し上げます。

初めに大きな1の主要事業報告についてであります。

1点目の新型コロナウイルス感染症対策の経過についてであります。18都道府県に対するまん延防止等重点措置につきましては3月22日をもって全て解除となりました。しかし全国・北海道における新規感染者数は増加減少を繰り返しており、全体としては高止まりで推移をしている状況にあります。

また、清里町におきましても、4月に入り一時は急速に新規感染者数が増加いたしました。現状においては散発的に発生が確認されている状況となっております。

なお、対策本部の開催状況につきましては記載のとおりでありまして、令和3年度分、令和4年度分合わせて27回目の開催を見ているところであり、またワクチンの接種状況につきましては4ページに記載のとおり、現在3回目を実施中でありまして、65歳以上では93.4%、64歳以下では76.3%。全体では83.6%となっております。引き続き、感染防止対策の徹底に努めてまいります。

5ページを御覧ください。

2点目の職員の自死事案に係る公務災害認定請求についてであります。

去る2月3日、御遺族側の委任法律事務所より、町を經由し公務災害認定請求が地方公務員災害補償基金北海道支部あてに提出されましたので、町において附属書類などを整理の上に、4月5日に北海道支部に送達をいたしましたところであります。

なお、北海道支部からは4月14日付けで受理した旨の通知をいただいております。

次に3点目の定住自立圏協定書の締結についてであります。

定住自立圏構想推進要綱及び定住自立圏形成協定の議決に関する条例に基づき、既に中心市新宣言を行っております、網走市と清里町において定住自立圏の形成に関する協定書を記載の日時・内容等により、締結をいたしましたので、ここに御報告を申し上げます。

なお、定住自立圏共生ビジョンの策定につきましては、圏域を構成いたします、1市4町での策定懇談会において今年度中に策定がされる予定となっているものでございます。

次に、4点目の北海道町村会創立100周年記念式典についてであります。

4月21日、ホテルポールスター札幌にて開催がされております。初めに北海道町村会100年の歩みと題するスライドが紹介されました。式典では棚野町村会会長の式辞の後、これまで町内町村の振興発展と町村会の運営に多大な御貢献をいただきました歴代の北海道町村会会長に対する感謝状が贈呈されております。また来賓として北海道知事以下4名の方より御祝辞をいただいた後に北海道町村会創立100周年記念宣言と記念講演が行われ、盛会のうちに閉会がされたところであります。

次に、5点目の北海道町村会第76回定期総会についてであります。

4月21日、ホテルポールスター札幌にて開催がされております。付議案件は、記載の6件でありまして、1点目の役員選任では欠員になっております副会長に上川町長を選任いたしております。以降、各部会より提出の政務活動方針と13項目にわたる決議を採択の後、各年度の決算報告、活動報告、事業計画及び収支予算を原案どおりに可決・承認し閉会をいたしました次第であります。

次に、6点目の全国山村振興連盟北海道支部役員会についてであります。

4月22日、ホテルポールスター札幌にて開催がされております。付議案件は記載の1件でありまして、支部長でありました浜頓別町長が退任されたので、後任の支部長を選出したものであります。私が選出をされているところであります。

6ページをお開き願います。

7点目のJR釧網本線維持活性化沿線協議会についてであります。

4月26日、弟子屈町公民館二階講堂にて開催がされております。付議議案は記載の3件でありまして、令和3年度の事業報告と決算。令和4年度の事業計画と予算について可決承認をいただいた後、釧網本線の魅力発信アクションプランの推進について協議を了したものであります。なお、任期満了に伴う役員の改選につきましては、現役員全てが再任をされております。

次に、8点目の令和4年春の叙勲受章についてであります。

東京清里会会長であります山崎秀夫氏が4月29日付で瑞宝小綬章を受章されておりますので、ここに謹んで御報告を申し上げ、皆さんとともに心よりお祝いを申し上げます。

次に、9点目の日本で最も美しい村連合北海道連携会議、定期総会についてであります。

5月12日、13日の両日に渡り、十勝管内中札内村の農村環境改善センターにて開催がされたものであります。日本で最も美しい村連合加盟の道内9町村の首長が出席し令和3年度の事業報告と4年度の事業計画及び収支予算について審議をいただいた後に、連携会議の在り方これらについての意見交換が行われたものでございます。

なお、翌13日には中札内村にあります「六花の森」の視察研修を行っております。

次に10点目のオホーツク町村会臨時総会についてであります。

5月16日、網走セントラルホテルにて開催がされております。付議案件は記載の2件でありまして、役員及び各委員の互選及び各団体役員などの推薦についてであります。大空町長の退

任に伴い、欠員が出ておりますので、これに関する補充が行われたものであります。

オホーツク町村会副会長には訓子府町長が、北海道町村会理事には津別町長が、そして網走地方教育センター組合議会議員には、美幌町長が選出されたものでございます。

次に、11点目の網走地方教育研修センター組合議会臨時会についてであります。

5月16日、網走セントラルホテルにて開催がされております。付議案件は記載の1件であります。現教育研修センターの教育長であります、岩永雅浩氏の再任につきまして同意承認がされております。

次に7ページを御覧ください。

大きな2の主な会議・行事等の報告であります。

農業振興資金運営委員会ではありますが、4月14日、役場3階各種委員会室にて開催がされております。今会議については、委員の任期満了に伴う改選後の初めての委員会でありましたので、委員長に岡本勝弘氏、副委員長には佐藤弘康氏を選出した後、令和3年度の運用実績、令和4年度の運営計画と今年度の事業申請についてを審査・選考が行われたものであります。

次に、春の自治会長会議についてであります。

4月18日町民会館交流ホールにて開催されております。自治会長27名が参加をされております。町からは、令和4年度における各種事業や施策関係で特異的なものについてのみ、報告・説明をさせていただいた後に、対話懇談会方式での会議を進めさせていただいたものであります。

次に、清里町交通安全・防犯・青少年育成推進委員会及び同総会についてであります。

4月26日付をもって書面にて開催されております。令和3年度の事業及び決算報告、令和4年度の事業計画及び収支予算について、御承認をいただいたものであります。

次に、道道摩周湖斜里線の清掃活動についてであります。

5月7日、札弦市外から斜里町の町界までの区域において清掃活動が実施されたものであります。商工会、ロータリークラブ、建設業協会の皆さんをはじめ、町民全体で160名の参加をいただき一斉清掃が行われたものであります。参加をいただいた皆さんには心よりお礼を申し上げます次第であります。

以上申し上げ、町長の一般行政報告とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これで、町長一般行政報告を終わります。

●日程第5 教育長一般行政報告

○議長（田中誠君）

日程第5、教育長一般行政報告を行います。教育長 岸本幸雄君。

○教育長（岸本幸雄君）

教育長一般行政報告を申し上げます。

まず1点目、主要事業報告であります。

新型コロナウイルス感染症への対応について。児童の新型コロナウイルス感染に伴い、学校内での蔓延を防止するため、清里小学校2年生において4月11日から13日までの3日間、学年閉鎖の措置をとりました。他の学年におきましても感染した児童生徒がいましたが、いずれも自宅待機中における家庭内での感染であったため、他の児童生徒への影響はなく、臨時休業等の措置には至っておりません。また、学童保育におきましても、同じく3日間一部2年生のみ休止といたしました。

なお、休業期間中におきましてもタブレット端末を使ったオンライン学習を実施したところでございます。

次に教育委員会の開催状況であります。令和4年度第2回教育委員会が3月24日に開催され、記載の2件について、また、第3回が4月21日に開催され記載の2件について、それぞれ審議、決定されております。

以上申し上げまして、教育長の行政報告とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これで教育長一般行政報告を終わります。

●日程第6 承認第3号

○議長（田中誠君）

日程第6、承認第3号、令和3年度清里町一般会計補正予算（第11号）専決処分承認についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

ただいま上程されました承認第3号、令和3年度清里町一般会計補正予算（第11号）専決処分承認について、提案理由を説明いたします。

本件につきましては、地方自治法の定めに基づき専決処分しましたので、議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

次のページをお開きください。

今回専決処分いたしましたのは、記載のとおり、令和3年度清里町一般会計補正予算（第11号）であり、3月31日付をもちまして専決処分をさせていただきました。

次のページをお開きください。

今回の補正予算は、第1条第1項に記載のとおり、歳入歳出それぞれ452万2,000円を減額し、予算の総額を63億3,265万3,000円とするものであります。

補正予算の目的につきましては、歳入予算においては、交付金、地方交付税、国道支出金等の金額が確定したことによりまして基金からの繰入金を解消し、財源調整を行っております。

また、歳出予算におきましては歳入予算と連動した基金積立てを行うほか、特別会計の決算見

込みから繰出金・繰入金の整理。事業実績等に基づく各種事業費の整理、財源調整を行っております。第2項につきましては、後ほど事項別明細により説明いたします。

第2条繰越明許費補正について説明いたします。議案書2枚めくっていただきたいと思います。繰越明許費の追加といたしまして、2款総務費、9項新型コロナウイルス感染症対策費、子育て世帯への臨時特別給付金事業につきましては、令和4年3月31日までに出生した児童につきまして10万円給付の支給対象児童となっておりますが、支給日が令和4年4月1日以降になる給付金につきましては、その分の国庫支出金が令和4年度に繰越し、翌債手続きがされる旨、国より通知がありました。そのことから令和4年4月以降の給付に係る事業費であります、30万1,000円を繰越明許費として新たに設定いたします。

同項、非課税世帯臨時特別給付金事業につきましては、申請期限が令和4年9月末までであることから、年度内に事業完了が見込めないため、事業費のうち890万円を繰越明許費として設定いたします。

5款農林水産業費、2項農業振興費、産地生産基盤パワーアップ事業につきましては、補助事業の実施主体におきまして、世界的な半導体不足の影響により、農業機械の導入に時間を要してしまったことから、年度内での完了が困難となってしまったため、事業費4,572万3,000円を繰越明許費として設定をいたします。

それでは歳入歳出予算の補正内容。それから第1条第2項につきまして説明いたしますので、別冊の令和3年度補正予算に関する説明書の6ページをお開きいただきたいと思います。なお、別冊の審議資料1ページ以降を同時参照いただきながら、お聞きいただきたいと思います。

まず、歳出について説明をいたします。

2款総務費、1項給与費、1目職員給与費につきましては、財源振替を行うものでございます。2款総務費、2項総務管理費、2目財産管理費、基金管理運用事業費につきましては、安定した財政運営を図るため基金へ積立を行うものです。財政調整基金は、今回の補正予算での余剰分として2,471万9,000円。減債基金は、介護報酬の確定に伴います余剰分として21万1,000円。ふるさと基金は、ふるさと寄附金の額の確定に伴いまして237万5,000円の積立を行ってまいります。補正財源は、その他財源と一般財源であります。18目行政情報システム管理費につきましては財源振替を行うものです。補正後の総務管理費、項の合計額は7億6,798万9,000円となります。

2款総務費、9項新型コロナウイルス感染症対策費、1目新型コロナウイルス感染症対策費につきましては、各種事業の確定に伴い不用額の減額を行うものでありまして、子育て世帯への臨時特別給付金事業が50万3,000円。新型コロナウイルスワクチン接種事業費が276万円。非課税世帯臨時特別給付金事業費が347万9,000円をそれぞれ減額いたします。補正財源は国道支出金と一般財源です。補正後の新型コロナウイルス感染症対策費、項の合計額は3億6,009万3,000円となります。

7ページ。

3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者自立支援費、障害者生活支援事業費につきましては、施設介護給付費や訓練等給付費等の実績に伴い不用額の減額を行うものでありまして、851万2,000円を減額いたします。財源は国道支出金と一般財源であります。

8ページ。4目老人福祉費、介護老人保健施設清里運営事業費につきましては、事業実績に伴い不用額の減額を行うものでありまして、施設運営業務委託料569万8,000円を減額いたします。財源は全てその他財源です。同目ケアハウスきよさと運営事業費につきましても事業実績に

に伴い不用額の減額を行うもので、施設運營業務委託料 318 万 2,000 円を減額いたします。財源はその他財源と一般財源です。補正後の社会福祉費、項の合計額は 7 億 6,309 万 1,000 円となります。

3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目児童母子福祉費につきましては財源振替を行うものでございます。

9 ページ。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、3 目各種医療対策費、障害者生活支援事業費及び子育て支援事業費につきましては、医療費給付事業の実績に伴い不用額の減額を行うものでありまして、障害者生活支援事業費が 224 万 9,000 円。子育て支援事業費が 426 万円をそれぞれ減額いたします。財源は国道支出金と一般財源であります。

同じく同日、国民健康保険事業特別会計繰出金事業につきましては、国保税軽減措置額の増加及び標準システム導入に係る財源措置額の減額によりまして、75 万 9,000 円を追加計上いたします。財源は一般財源です。

同じく同日、後期高齢者医療特別会計繰出金事業費につきましては、事業事務費の精査によりまして 31 万 5,000 円減額いたします。

補正後の保健衛生費の項、合計額は 3 億 9,443 万 1,000 円となります。

10 ページ。

5 款農業費、1 項農業費、2 目農業振興費、農業経営支援対策事業費につきましては、農業経営安定化対策事業や農業経営法人化支援事業の実績に伴い不用額の減額を行うもので 35 万 2,000 円を減額いたします。財源は国道支出金です。同日、植物防疫対策事業費につきましては、ジャガイモシロシストセンチュウ緊急防除対策事業の実績に伴い不用額の減額を行うもので、20 万 3,000 円を減額いたします。財源は国道支出金です。補正後の農業費の項の合計額は 7 億 2,455 万 1,000 円となります。

7 款土木費、1 項道路橋梁費、1 目道路橋梁費、道路橋梁管理事業費につきましては除雪車修繕及び降雪量増加に伴う経費の増加分といたしまして、357 万 4,000 円を追加計上いたします。財源は一般財源です。補正後の道路橋梁費の項の合計額は、4 億 4,508 万 6,000 円となります。

9 款教育費、2 項小学校費、1 目学校管理費、清里小学校大規模改修事業費につきましては、工事完了に伴いまして、不用額の減額を行うものでありまして、385 万 7,000 円を減額補正いたします。補正財源は国道支出金、その他財源、それから一般財源であります。補正後の小学校費の項合計額は 2 億 1,691 万 2,000 円となります。

11 ページ。

9 款教育費、4 項社会教育費、2 目生涯教育費、高齢者生涯学習支援事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症による老人クラブ連合会の事業中止に伴い不用額の減額を行うものでありまして、79 万円減額補正いたします。補正財源は、国道支出金と一般財源でございます。補正後の社会教育費、項合計額は 1 億 4,457 万 4,000 円となります。

次に歳入について説明いたします。2 ページをお開きください。

3 款利子割交付金です。1 項利子割交付金、1 目利子割交付金につきましては、交付額の確定に伴い、4 万 7,000 円減額を行いまして、補正後の予算 35 万 3,000 円といたします。

10 款地方交付税、1 項地方交付税につきましては、特別交付税、3 月交付額の確定に伴い、2,587 万 4,000 円を追加計上し、補正後の予算を 27 億 2,370 万 5,000 円といたします。

13 款使用料及び手数料、1 項使用料につきましては、ケアハウス運営費の実績に伴い 487 万

6,000 円を追加計上し、補正後の予算を1 億 4,329 万 2,000 円といたします。

14 款国庫支出金につきましては、各種事業実績による交付額の確定といたしまして、1 項国庫負担金につきましては736 万 8,000 円を減額し、補正後の予算を1 億 1,630 万円といたします。2 項国庫補助金につきましては285 万 7,000 円を減額し、補正後の予算を2 億 2,651 万 5,000 円といたします。4 項国庫交付金につきましては515 万 9,000 円を追加計上いたしまして、補正後の予算を2 億 6,308 万 3,000 円といたします。

続いて4 ページ。

15 款道支出金につきましても、各種事業実績による交付額の確定としまして、1 項道負担金につきましても61 万 5,000 円を追加計上し、補正後の予算を7,411 万 7,000 円といたします。2 項道補助金につきましては134 万 6,000 円を減額し、補正後の予算を1 億 9,780 万円といたします。3 項道委託金につきましては20 万 4,000 円を減額し、補正後の予算を1,950 万 4,000 円といたします。

続いて5 ページ。

17 款繰入金でございます。1 項基金繰入金につきましては、一般財源の増による財政調整基金繰入金の解消分といたしまして、2,587 万 4,000 円の減額をいたします。

また、清里小学校大規模改修事業の事業実績に伴いまして公共施設整備基金繰入金を8 万 5,000 円減額し、1 項基金繰入金全体で2,595 万 9,000 円を減額いたしまして、補正後の予算を3 億 3,236 万 3,000 円といたします。

19 款諸収入です。3 項雑入につきましては、介護老人保健施設きよさと指定管理委託事業の運営実績に基づいて、介護報酬収入が540 万 3,000 円の減額。入所利用料及び使用料分としまして、雑入23 万 7,000 円を減額。3 項雑入全体で564 万減額いたしまして、補正後の予算を4 億 7,648 万 2,000 円といたします。

21 款寄附金です。1 項寄附金につきましては、令和3 年度のふるさと寄附金の確定額に合わせまして237 万 5,000 円を追加計上し、補正後の予算を2,295 万 5,000 円といたします。

以上で、承認第3 号の提案理由の説明を終わります。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件については、討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。

これから、承認第3 号を採決します。この採決は起立によって行います。本件について、承認することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、承認第3号、令和3年度清里町一般会計補正予算（第11号）専決処分承認については、承認することに決定しました。

●日程第7 承認第4号

○議長（田中誠君）

日程第7、承認第4号、令和3年度清里町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）専決処分承認についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町民課長。

○町民課長（阿部真也君）

ただいま上程されました承認第4号、令和3年度清里町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）専決処分の承認につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法の定めに基づき専決処分いたしましたので、議会に報告し、その承認を求めますのでございます。次のページをお開きください。

今回、専決処分をいたしましたのは、令和3年度清里町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）であり、令和4年3月31日付をもちまして専決処分をさせていただきました。次のページを御覧ください。

今回の補正は、第1条第1項に記載のとおり、歳入歳出それぞれ4,860万8,000円を減額し、予算の総額を7億2,346万円とするものです。第1条第2項につきましては、別冊の国民健康保険事業特別会計事項別明細書により、後ほど御説明いたします。今回の補正は事業の実績に伴い、各会計の不用額の減額調整、事業の財源手当てとする国道支出金などの調整を行うものでございます。

それでは、歳出より御説明いたしますので、別冊の令和3年度補正予算に関する説明書の16ページをお開きください。表の中ほどにございます補正額の財源内訳につきましては、歳入における特定財源等を記載しておりますので、御参照いただくよう願います。

第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、事務費等の実績に基づき143万2,000円を減額いたします。

下段の表に移ります。2款保険給付費、1項療養諸費、1目療養給付費から3目審査支払手数料までにつきましては、保険医療給付の実績により、合計4,337万3,000円を減額いたします。

次のページに移りまして、1項高額療養費は一般財源の振替でございます。2項高額療養費、2目高額介護合算療養費は24万円を皆減いたします。

次の表に移りまして、3項移送費、1目移送費につきましては、10万円を皆減いたします。

次の表に移りまして、4項出産育児一時金、1目出産育児一時金、2目支払手数料、合計で117万1,000円を減額いたします。

18ページに移りまして、6項傷病手当金、1目傷病手当金につきましては、100万円を皆減いたします。

次の表に移りまして、3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、1目医療給付につきましては、財源の振替でございます。

次の表に移りまして、6款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費につきましては、事業実績により129万2,000円を減額いたします。

次の表に移りまして、7款基金積立金、1項基金積立金、1目基金積立金につきましては財源の振替でございます。

歳入につきましては、総括表で御説明いたしますので、13ページにお戻りください。

歳入では3款道支出金、5款繰入金、8款国庫支出金、7款諸収入のうち11万8,000円が特定財源であり、4款財産収入、7款諸収入のうち1,000円が一般財源となっております。

歳入補正額の合計は4,860万8,000円の減額でございます。

以上で、補正予算の説明とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件については、討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。

これから、承認第4号を採決します。この採決は起立によって行います。本件について、承認することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、承認第4号、令和3年度清里町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）専決処分承認については、承認することに決定しました。

●日程第8 承認第5号

○議長（田中誠君）

日程第8、承認第5号、令和3年度清里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）専決処分承認についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町民課長。

○町民課長（阿部真也君）

ただいま上程されました承認第5号、令和3年度清里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）専決処分の承認につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法の定めに基づき、専決処分いたしましたので、議会に報告し、

その承認を求めるものでございます。次のページをお開きください。

今回、専決処分いたしましたのは、令和3年度清里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）であり、令和4年3月31日付をもちまして専決処分させていただきました。次のページを御覧ください。

今回の補正は、第1条第1項の記載のとおり歳入歳出それぞれ21万6,000円を追加し、予算の総額を7,692万2,000円とするものです。第1条第1項につきましては、別冊の後期高齢者医療特別会計事項別明細書により、後ほど御説明いたします。

この度の補正は事業の実績に伴い、総務費、後期高齢者医療広域連合納付金、諸支出金の調整を行い、各事業の財源手当てとする後期高齢者医療保険料、繰入金、諸収入について調整を行うものでございます。

それでは、歳出より御説明いたしますので、別冊の令和3年度補正予算に関する説明書の21ページをお開きください。表の中ほどの補正額の財源内訳につきましては、歳入における特定財源等の記載をしてございますので、御参照いただければと思います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、事務経費の精査により30万6,000円を減額いたします。

次の表に移りまして、2項徴収費、1目徴収費は9,000円の減額をいたします。

次の表に移りまして、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、53万9,000円を追加いたします。

最後の表になりますが、3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金につきましては、8,000円の減額をいたします。

歳入につきましては総括表で御説明いたしますので、19ページにお戻りください。

歳入の1款後期高齢者医療保険料、諸収入のうち7,000円が一般財源であり、3款繰入金、31万5,000円の減額及び5款諸収入のうち8,000円の減額は特定財源となっております。歳入補正額の合計は21万6,000円の増でございます。

以上で、補正予算の説明とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件については、討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。

これから、承認第5号を採決します。この採決は起立によって行います。本件について、承認することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、承認第5号、令和3年度清里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）専決処分承認については、承認することに決定しました。

●日程第9 承認第6号

○議長（田中誠君）

日程第9、承認第6号、清里町税条例等の一部を改正する条例専決処分承認についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町民課長。

○町民課長（阿部真也君）

ただいま上程されました承認第6号、清里町税条例等の一部を改正する条例専決処分承認につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法の定めに基づき、専決処分いたしましたので、議会に報告し、その承認を求めます。次のページを御覧ください。

今回、専決処分いたしましたのは、清里町税条例等の一部を改正する条例であり、令和4年3月31日付けをもって専決処分をさせていただきました。

今回の条例改正は令和4年度地方税制開設による地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、清里町税条例の一部を改正するものでございます。次のページから8ページに渡り、清里町税条例等の一部を改正する条例及び清里町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について、改正内容の全部を添付してございます。

今回の地方税改正の主なものといたしまして、住宅ローン控除の特例延長。脱炭素社会への税制措置、企業の雇用に係る控除等の延長、キャッシュレス納付、デジタル化など、引き続き取組項目として挙げられているところでございます。

概要について御説明いたしますので、別冊の審議資料の4ページをお開きください。

4ページから7ページには改正の主な要旨と概要。8ページから30ページに渡りまして新旧対照表により、改正か所をアンダーラインによりお示ししてございます。

改正の内容につきましては、4ページからの主な要旨にて御説明を差し上げます。

改正の趣旨は法律の改正施行によるものでございます。表は左から改正する条項、対応法令、改正概要、施行期日の順に記載してございます。

表に進みまして、第18条の4は、納税証明書の交付手数料の規定についての見直しでございます。

第34条第4項第6項は、所得割の課税適用の見直しでございます。

第34条の7第1項ホは、適用期間経過部分の削除でございます。

第34条の9第1項、第2項は配当割額または株式等譲渡所得割額に係る見直しでございます。

第36条の2第1項は、公的年金等受給者の住民税申告に係る規定の整備でございます。

第36条の2第2項は、省令改正に合わせて、条例の項を整理するものでございます。

第36条の3第2項、第3項は、法律の字句の改正によるものでございます。

第36条の3の2第1項は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書に係る改正でござ

ざいます。

5ページに進みまして、第36条の3の3第1項は、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書に係る改正でございます。

第48条第9項第15項につきましては、法律改正に合わせて条例の項を整理するものでございます。

第53条の7は、省令改正に合わせて条例の項を整理するものでございます。

第73条の2は、固定資産課税台帳の閲覧に関する規定の改正でございます。

第73条の3は、固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付に関する規定の改正でございます。

附則第7条の3の2第1項は、住宅借入金等特別税額控除の見直しでございます。

附則第10条の2は、法律改正に合わせて条例の項を整理するものでございます。

附則第10条の3は、新築住宅に係る省エネルギー改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等に伴う改正でございます。

6ページに進みまして、附則第12条は、固定資産税の特例に係る改正でございます。

附則第16条の3第2項は、上場株式等に係る配当所得等に係る、町民税の課税の特例に係ります改正でございます。

附則第17条の2第3項は、優良住宅地の造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について、条項削除に伴う規定整備でございます。

附則第20条の2第4項は、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例について、申告方式の選択に係る規定整備でございます。

附則第20条の3第4項、第6項は、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例について、申告方式の選択に係る規定整備でございます。

附則第26条第1項、第2項は、住宅借入金等特別税額控除額の延長見直しに伴う規定の整備でございます。

次に、改正条例の一部を改正する条例としての項目としまして、第36条の3の3の改正規定は、扶養親族申告書の改定に伴う規定の整備でございます。

7ページ表の最後になります。

令和3年改正条例の附則第2条は、町民税に関する経過措置ということで設けているところでございます。

以上で、要旨といたしまして、提案の理由といたします。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件については、討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。

これから、承認第6号を採決します。この採決は起立によって行います。本件について、承認することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、承認第6号、清里町税条例等の一部を改正する条例専決処分承認については、承認することに決定しました。

●日程第10 承認第7号

○議長（田中誠君）

日程第10、承認第7号、清里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例専決処分承認についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町民課長。

○町民課長（阿部真也君）

ただいま上程されました承認第7号、清里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例専決処分承認につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法の定めに基づき、専決処分いたしましたので、議会に報告し、その承認を求めるものでございます。次のページをお開きください。

今回、専決処分いたしましたのは、清里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であり、令和4年3月31日付をもって専決処分をさせていただきました。

今回の改正は、地方税法の改正に伴い、改正影響を受ける国民健康保険税条例の改正及び減免制度取り扱いの一部改正でございます。

それでは別冊の審議資料によりまして御説明いたしますので、審議資料の32ページをお開きください。32ページ新旧対照表では、左側が改正後の条例であり、改正か所をアンダーラインで示しております。

附則第3項は、公的年金等に係る所得について、国民健康保険税の課税の特例に係る改正としてアンダーライン、「同条中」を「同項中」に改めるものでございます。

附則第15項につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により国民健康保険税の減免について削除し、同一要件で併用している減免要綱の運用に委ねるものでございます。

附則として施行期日、経過措置を設けており、令和4年度分からの適用とするものでございます。

以上で提案理由の説明といたします。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件については、討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。

これから、承認第7号を採決します。この採決は起立によって行います。本件について、承認することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、承認第7号、清里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例専決処分承認については、承認することに決定しました。

●日程第11 議案第26号 ～ 日程第13 議案28号

○議長（田中誠君）

日程第11、議案第26号、町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から日程第13、議案第28号、清里町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例までの3件について関連がありますので、一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第11、議案第26号から日程第13、議案第28号までの3件を一括議題とすることに決定しました。

3件について、提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（野呂田成人君）

ただいま一括上程されました議案第26号、町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から、議案第28号、清里町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例まで、都合3件につきまして、一括提案の理由を御説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、令和3年の人事院勧告に基づき、国家公務員の給与改定につきまして、期末手当を0.15月分引き下げる勧告でしたが、国の給与法改正法案の国会承認が得られず、令和3年12月の期末手当の支給月数の引下げを見送り、本年6月の期末手当から減額することで調整されていたところであり、今回4月6日の国会承認を受け、本町におきましてもこれに準拠するため、一般職、再任用職員及び議会議員並びに特別職の関係給与条例等の改正を行うものです。

条例改正の特例措置としての適用者は、令和4年6月に期末手当を支給されるものであって、令和3年12月の期末手当を支給されたものが、職員区分に応じて定める割合を乗じて得た額を調整し支給されるものでございます。

なお、0.15月分の期末手当にあっては、6月と12月に均等となるようそれぞれ0.075月分を調整することとなりますが、令和3年度分につきましては、0.15月分を令和4年6月支給分からの調整となりますので、令和4年6月分は、実質0.15月分プラス0.075月分の計0.225月分の引下げとなる条例改正となります。

それでは議案第26号、町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたしますので、別冊の審議資料34ページをお開き願います。表の右側が改正前の条例、左側が改正後の条例で、改正か所にアンダーラインを引いております。

第17条第2項中、「100分の127.5」を「100分の120」に。第3項中、「100分の127.5」を「100分の120」に。「100分の72.5」を「100分の67.5」に改めます。

附則につきましては第1条で施行日を。第2条において会計年度任用職員及び育児休業中の職員並びに公益法人等への派遣職員に係る読替規定を。35ページをお開きください。下段、第1号では一般職等の令和3年12月分の調整率を。第2号で再任用職員の12月分の調整率の記載となっております。

続きまして、議案第27号、清里町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。改正内容につきましては、同じく新旧対照表により御説明いたしますので、審議資料36ページを御覧いただきたいと思います。

本件につきましては、町職員の期末手当の支給の例に準じ、議会議員の期末手当について所要の改正を行うものです。

第5条中、「100分の222.5」を「100分の215」に改めます。

附則につきましては第1条施行期日を、第2条は令和3年12月分の調整率の記載となっております。

続きまして、議案第28号、清里町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。改正内容につきましては、同じく新旧対照表にて御説明いたしますので、審議資料37ページをお開き願います。

本件につきましても町職員の期末手当の支給例に準じ、町長等の期末手当について所要の改正を行うものです。

第4条中、「100分の222.5」を「100分の215」に改めます。

附則につきましては第1条で施行期日を。第2条は令和3年12月分の調整率の記載となっております。

以上で、一括提案となりました議案第26号から議案第28号まで、3件の提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

3件について一括質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

○議長（田中誠君）

3件について一括して討論を行います。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 26 号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第 26 号、町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

○議長（田中誠君）

これから、議案第 27 号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第 27 号、清里町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

○議長（田中誠君）

これから、議案第 28 号を採決します。この採決は、起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第 28 号清里町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

●日程第 14 議案第 29 号

○議長（田中誠君）

日程第 14、議案第 29 号、ごみ処理運搬車等更新事業契約の締結についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町民課長。

○町民課長（阿部真也君）

ただいま上程されました議案第 29 号、ごみ処理運搬車等更新事業契約の締結について、説明いたします。

本件につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により備品購入契約を締結するため議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的はごみ処理運搬車等更新事業であり、リサイクルセンター車両の更新でございます。契約の方法は指名競争入札による契約であり、契約金額は 1,358 万 3,147 円でございます。

なお、入札に係る入札予定価格は 1,396 万 7,000 円でございます。

契約の相手方は清里町羽衣町 30 番地、古屋自動車工業 代表 鍋山光夫 氏であり、納入期限は令和 5 年 3 月 2 日としております。

以上で、説明を終わります。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件については、討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。

これから、議案第 29 号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第 29 号、ごみ処理運搬車等更新事業契約の締結については、原案のとおり可決されました。

●日程第 15 議案第 30 号

○議長（田中誠君）

日程第 15、議案第 30 号、除雪トラック更新事業契約の締結についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。産業建設課長。

○産業建設課長（北川実君）

それではただいま上程されました、議案第 30 号、除雪トラック更新事業契約の締結につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本件につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして備品購入契約を締結するため議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的につきましては、除雪トラック更新事業でございます。

事業の概要を御説明申し上げます。本事業につきましては平成11年に導入いたしました除雪トラックの更新でございます。老朽化によりまして更新を行うものでございます。

契約方法につきましては、指名競争入札による契約でありまして、契約金額は7,172万円でございます。なお予定価格につきましては7,731万9,000円でございます。

契約の相手方につきましては、北見市 UDトラックス道東株式会社北見支店でございます。

納期につきましては、令和5年3月20日を予定してございます。

以上で、提案の理由とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件については、討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。

これから、議案第30号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第30号、除雪トラック更新事業契約の締結については、原案のとおり可決されました。

●日程第16 議案第31号

○議長（田中誠君）

日程第16、議案第31号、令和4年度清里町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

ただいま上程されました議案第31号、令和4年度清里町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由を説明いたします。

今回の補正予算の主な内容、目的であります。農業集落排水事業特別会計で実施します水質

改善業務実施のための財源。それから未給水区域におけます引用水路等の改修に要する補助費用など、急を要する予算について計上するものでございます。

補正予算額は、第1条第1項に記載のとおり、歳入歳出それぞれ640万円を追加し、予算の総額を53億9,440万円とするものであります。

それでは歳入歳出予算の補正内容、第1条第2項について説明いたしますので、別冊の令和4年度補正予算に関する説明書2ページをお開きください。また、同時に別冊の審議資料38ページを御参照いただきたいと思います。下段の歳出より説明をいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費、農業集落排水事業特別会計繰出事業費につきましては、農業集落排水事業特別会計で実施する、清里地区農業集落排水管理センターの水質改善業務委託の歳入財源といたしまして、農業集落排水事業特別会計への繰出金440万円を追加計上いたします。補正財源は一般財源です。

補正後の保健衛生費の項合計額は、3億7,342万8,000円となります。

5款農林水産業費、1項農業費、4目農地開発費、集落地域環境整備事業費につきましては、農業集落地域において安全で安心のできる飲料水等の安定的な確保を図るため、必要となる飲用水路等の給水施設の改修に要する経費の一部を補助するための費用として200万円を追加計上いたします。補正財源は一般財源です。

補正後の農業費の項合計額は、2億7,716万8,000円となります。

次に、上段の歳入について説明いたします。17款繰入金、1項基金繰入金、1目基金繰入金につきましては、先ほど説明しました歳入における一般財源分として、財源調整基金640万円を追加計上し、項の合計額を4億3,474万3,000円といたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

○議長（田中誠君）

これから討論を行います。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから、議案第31号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第 31 号、令和 4 年度清里町一般会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

●日程第 17 議案第 32 号

○議長（田中誠君）

日程第 17、議案第 32 号、令和 4 年度清里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。産業建設課長。

○産業建設課長（北川実君）

ただいま上程されました議案第 32 号、令和 4 年度清里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、第 1 条第 1 項に記載のとおり、歳入歳出それぞれ 440 万円を追加いたしまして 1 億 5,018 万円とするものでございます。

第 1 条第 2 項につきましては、別冊の清里町農業集落排水事業特別会計事項別明細書により、後ほど御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、清里地区農業集落排水管理センターの処理水質の早期改善を図るため、改善に向けた業務委託を実施するものでございます。それでは令和 4 年度補正予算に関する説明書の 4 ページを御覧ください。

歳出より御説明いたします。1 款総務費、1 項総務管理費、2 目施設管理費につきましては、清里地区農業集落排水管理センターの処理水質早期改善に向けた業務委託に係る委託料といたしまして 440 万円を増額いたします。

上段の歳入を御覧ください。特定財源でございます 4 款繰入金、1 項繰入金、1 目一般会計繰入金につきましては、一般会計繰入金といたしまして 440 万円を増額いたしまして、5,966 万 1,000 円とするものでございます。

以上で提案理由の御説明とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

○議長（田中誠君）

これから討論を行います。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 32 号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり

り決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第 32 号、令和 4 年度清里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決されました。

●閉会・閉議宣告

○議長（田中誠君）

これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和 4 年第 2 回清里町議会臨時会を閉会します。お疲れ様でした。

閉会 午前 10 時 44 分